樹園地継承マッチング情報 Q&A

Q1.どのような樹園地が登録できますか？

A. 登録できる樹園地は
①現在耕作されている樹園地
（りんご、ぶどう、さくらんぼ等の果樹が地植えで栽培されている樹園地）
②後継者が不在のため、離農、規模縮小を予定している農業者の樹園地
③共有名義でない樹園地
④相続登記の手続きが完了している樹園地
以上の条件を満たした樹園地が登録できます。

Q2.登録した後に誰に樹園地が継承されるか分からず不安です。マッチング前に受け手の方の情報は分かるのでしょうか？

A. 出し手と受け手（予定）の双方で継承内容の話し合いをしていただくので、登録したら必ず継承するとは限りません。また、継承相手（例えば新規就農者へ継承したい、町内農家に継承したいなど）や貸借等の希望事項も登録可能です。

Q3.樹園地を登録した後も耕作を続ける必要がありますか？

A. 受け手が見つかるまでは、耕作を続けていただく必要がありますが、続けられなくなった場合にはご相談ください。

Q4.登録された樹園地を継承した後に、改植等で樹木を伐採しても大丈夫ですか？

A. 樹体と樹園地を一体的に売買した後は、受け手の営農方針に基づき改植等で伐採することも差し支えありませんが、貸借の場合、樹体の扱いについては出し手側とあらかじめ協議しておく必要があります。

Q5.登録や利用に料金はかかりますか？

A. 登録、利用などに料金は一切かかりません。また、マッチングが成立した場合にも手数料をいただくことはありません。ただし、実際の売買、賃借契約にあたっては農業委員会に相談してください。

樹園地の出し手には支援制度も！

第三者への移譲支援制度（朝日町独自の支援制度）

経営移譲者（出し手）が離農・規模縮小する際に、生産可能な樹園地を第三者となる認定新規就農者に移譲する場合、経営移譲者（出し手）に対して町から給付金を交付します。

①交 付 額：経営面積の9割以上の移譲5万円/10a、経営面積の5割以上の移譲3万円/10a
②対 象 者：経営移譲者（出し手）
③対 象：30a以上の樹園地（さくらんぼは5a以上）
④要 件：後継者が不在で高齢や病気等により離農・規模縮小する方が、樹園地を第三者の認定新規就農者に移譲（売買）する場合

あさひりんごの郷 検索

ご相談・お問い合わせはこちら
あさひりんごの郷協議会
（樹園地継承相談窓口）
TEL：0237(67)2114
西村山郡朝日町宮宿1115 朝日町農林振興課内
Email：asahiringonosato@gmail.com

作成：2024.05